

松江市告示第 203 号

地域ブランド産地育成事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 218 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 玄丹そば生産振興事業		1 玄丹そば生産振興事業	
略		略	
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	____ 玄丹そばの収穫委託(島根県農業協同組合くにびき地区本部への刈取委託分に限る。)	補助金交付の対象である事務又は事業の内容	(1) 玄丹そばの収穫委託(島根県農業協同組合くにびき地区本部への刈取委託分に限る。) (2) <u>玄丹そばの高効率生産対策団地化又は集団取り組みによる 1ha 以上の作付け</u>
補助金の交付対象経費	<u>玄丹そばの刈取委託に要する経費</u>	補助金の交付対象経費	<u>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。</u> (1) <u>玄丹そばの収穫委託 刈取委託料</u> (2) <u>玄丹そばの高効率生産対策 島根県農業経営指導指針に基づくそばの作付けに要する経費</u>
補助金の交付の率又は金額	10a 当たり <u>4,000円</u> 以内の額	補助金の交付の率又は金額	<u>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>玄丹そばの収穫委託</u> 10a 当たり <u>3,000円</u> 以内の額

に刈取面積(0.01a未満切捨て)を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

終期 令和4年3月31日
略

2 大豆生産量拡大事業

略
終期 令和4年3月31日
略

3 西城柿販売促進対策事業

略
終期 令和4年3月31日
略

に刈取面積(0.01a未満切捨て)を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。
(2) 玄丹そばの高効率生産対策 10a当たり4,000円以内の額に作付面積(0.01a未満切捨て)を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

終期 令和3年3月31日
略

2 大豆生産量拡大事業

略
終期 令和3年3月31日
略

3 西城柿販売促進対策事業

略
終期 令和3年3月31日
略

4 学校給食用食材生産拡大事業

補助金交付の目的 学校給食に納入する野菜の生産拡大を図り、学校給食における地場産比率の向上を図る。

補助金交付の対象となる業務又は事業の内容 学校給食に納入する野菜の生産拡大を図るために必要な施設、機械及び器具の整備

補助金の交付対象経費 施設、機械及び器具の購入や修繕等補助金交付の対象となる事業に必要な経費

補助金の交付の率又は金額 補助金の交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、60万5,000円(1,000円未満切捨て)を上限とする。

終期 令和3年3月31日

補助事業者の範囲 島根県農業協同組合を介して市の学校給食に野菜を納入する農業者

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。